

28 経営第1265号
28 生産第863号
平成28年8月22日

各都道府県農政担当部長 殿
各都道府県農地中間管理機構理事長 殿

農林水産省経営局農地政策課長
生産局園芸作物課長

果樹園地の担い手への集積と改植等の促進について

今後10年間（平成35年度末まで）で担い手の農地利用の割合を現状の5割から8割に増加させるため、平成26年度から農地中間管理機構（委託先を含む。以下「機構」という。）による担い手への農地集積の取組を推進しているところですが、その実施状況を見ると、土地利用型農業に比べ、果樹園地では機構を活用した取組が進んでいない状況にあります。

一方、果樹産地においては、担い手の高齢化等により、今後、果実の供給力の維持が困難になるおそれがあります。

このような中、果樹園地の担い手への集積を進め、果実の供給力を維持し次世代に円滑に継承していくためには、産地協議会が有する農業者の情報を活用し、市町村による人・農地プランの作成・見直しを進めるとともに、産地協議会と機構とが連携した果樹園地の集積の取組を進めていくことが重要です。

このため、果樹園地の担い手への集積に向けた取組の指針を以下のとおり整理しましたので、この指針を基に、果樹園地の集積を促進するようお願いします。

また、都道府県は、このことについて、各市町村及び各産地協議会に通知し、関係機関が一体となった取組を実施するようお願いします。

なお、農業者情報の整理や農地集積の推進など、本通知における産地協議会の活動と同様の活動を行っている組織体が別に存在する場合には、本通知の内容に準じた形で、当該組織と機構とが連携した農地集積の取組を強化するようお願いします。

記

1 産地協議会への機構の参画

機構を活用した果樹園地の担い手への集積を進めるため、機構（委託先を除く。）は、各産地協議会への参画を進めること。

2 産地協議会における農業者情報の整理と人・農地プランの作成・見直し

(1) 産地協議会における農業者情報の整理

産地協議会は、果樹産地構造改善計画（以下「産地計画」という。）に位置付けられた担い手や果樹園地の出し手候補となる者などの地域内の農業者を対象に、別添1の様式により、各農業者の情報（年齢、面積、品種、樹齢、後継者の有無、今後の経営の意向等）の整理を進めること。その際、担い手や出し手候補となる者などの情報については、地域の実情に応じ、産地協議会のエリア内で作成されている人・農地プランの情報も活用するものとする。

なお、産地協議会は、別添1の様式により整理する個人情報の取扱い及びその保護に関する方針を定めることとし、また、産地協議会に農業者情報を提供する産地協議会参画機関は、当該機関が収集する農業者情報を産地協議会に提供することを当該機関の個人情報の取扱い及びその保護に関する方針に明記することとする。また、農業者情報の収集を行う産地協議会参画機関は、各農業者の情報が機構等による果樹園地の流動化に係る利用調整活動に活用される可能性があることについて、各農業者の了解を得るものとする。

(2) 人・農地プランの作成・見直し

市町村は、産地協議会及び機構と連携し、産地協議会が整理する農業者の情報を基に、合意形成を行える適切な範囲（集落や自治会等の範囲）で農業者による徹底かつ継続的な話し合いを行い、実効性のある人・農地プランの作成・見直しを進めること。その際、農地流動化の機運が乏しい地域においては、必要に応じて農業者へのアンケートを行うことなどにより、地域農業の将来への危機感と担い手への農地集積の必要性の理解の醸成を図ること。

なお、農業者による話し合いの実施及び人・農地プランの作成・見直しに当たっては、市町村間又は人・農地プランの作成単位間での担い手の出入作にも留意すること。

3 機構と産地協議会が連携した果樹園地の集積の推進

(1) 農業者情報を基にした果樹園地の利用調整活動の実施

機構は、産地協議会への参画を含め産地協議会と連携をした上で、産地協議会が整理する農業者の情報を参考に、以下のような出し手・受け手の掘り起こしやマッチング等の利用調整活動を行うこと。

ア) 出し手・受け手の掘り起こし

農業者の年齢、後継者の有無及び年齢、今後の経営の意向などの情報を踏まえ、戸別訪問を行うなどし、機構（委託先を除く。）への貸付けや借受公募への応募などを呼びかける。

イ) マッチング

出し手の果樹園地の条件（品種・樹齢等）と受け手の希望を踏まえ、必要に応じて受け手とともに果樹園地の確認を行うなどし、マッチングを行う。

（２）受け手の希望を踏まえた改植・新植や園地整備の実施

機構は、産地協議会と連携をした上で、マッチングの際、受け手の改植・新植や園地整備の希望の有無及びその実施主体の希望を聴取することとし、改植・新植や園地整備の希望がある場合は、出し手の了解を得ること。

その際、以下の点に留意して、機構を活用した条件整備を進めること。

- ① 果樹経営支援対策事業等の支援対象者の採択に当たっては、機構又は機構から借り受けた担い手による改植・新植や園地整備の取組が含まれる産地協議会の産地計画に優先的に配分することとされていることから、機構による改植・新植や園地整備又はこれらを行いたい担い手に対する機構からの貸付けを積極的に進めること。
- ② 機構は果樹園地の集積を進める地区を積極的に重点・モデル地区に設定し、公共予算の農業競争力強化基盤整備事業及び農業基盤整備促進事業並びに非公共予算の農地耕作条件改善事業の効果的な活用を図ること。
- ③ 果樹経営支援対策事業による改植・新植と、果樹経営支援対策事業による園地整備、農業競争力強化基盤整備事業、農業基盤整備促進事業及び農地耕作条件改善事業による基盤整備を併せて実施できることから、果樹園地の状況を踏まえ、改植・新植と園地整備の一連での実施を推進すること。

（３）新規参入者の育成と果樹園地の確保・貸付け

果樹産地でも担い手の高齢化等により、新規参入者の育成が重要となっていることから、産地協議会及び機構は、関係団体とも連携し、以下のような新規参入者の育成と果樹園地の確保・貸付けに努めること。

ア）新規参入者の育成

都道府県、産地協議会及び機構は、研修生の受入れを行っている法人等について情報を共有し、その上で、機構は、産地における将来の担い手の確保等を図るために研修生の受入れを行っている法人等が果樹園地の確保を必要とする場合には積極的に対応すること。

イ）新規参入者の希望に合った果樹園地の確保と貸付け

機構は、都道府県、産地協議会及び研修生を受け入れている法人等と連携した上で、研修を受けている研修生など、新たに果樹園地を借り受けたと考えている新規参入者の果樹園地の希望の把握に努め、その希

望に合った果樹園地の掘り起こしに努めること。

その際、新規参入者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるよう、必要がある場合には、機構が改植・新植を行い、一定期間中間管理した上で、貸し付けること。

4 果樹経営体の法人化の推進

果樹産地において将来にわたって農地の受け手を確保していくためには、果樹経営体の法人化を進めていくことが重要である。このため、各産地協議会において、産地内の担い手経営体の法人化の推進方策について議論すること。また、産地協議会は、法人化を目指す担い手経営体に対し、各都道府県の法人化推進体制（農業経営力向上支援事業実施要綱（平成28年4月1日付け農林水産事務次官依命通知）別記1の第2に規定する法人化推進のための体制をいう（別添2参照）。）と連携して、法人化の支援を行うこと。

〇〇産地協議会農業者一覽表

平成○年○月○日現在

[illegible]

農業経営力向上支援事業実施要綱

(平成28年 4 月 1 日付け27経営第3337号農林水産事務次官依命通知)【抜粋】

第 1 [略]

第 2 事業の内容

1 農業経営法人化推進体制整備事業

農業経営の法人化等を支援するため、関係機関・団体等による推進体制の整備や経営の専門家等による助言・指導活動等に関する取組を別記 1 により行います。

2～4 [略]

第 3 事業実施主体

1 事業実施主体は次のとおりとします。

(1) 第 2 の 1 及び 2 に掲げる事業：都道府県

(2) ～ (3) [略]

2・3 [略]

第 4～第11 [略]

(別記 1) 農業経営法人化推進体制整備事業

第 1 [略]

第 2 事業の推進体制

本事業の実施に当たっては、次の要件を満たす法人化推進のための体制（以下「推進体制」という。）を整備することとします。

- (1) 農業者の団体（農業法人協会、認定農業者協議会等）と法人化を支援する団体（農業会議、農業公社等）の両方が広く参加すること。
- (2) 農業経営の法人化を指導できる経営の専門家（中小企業診断士、税理士、公認会計士、経営コンサルタント等）やその団体が広く参加すること。
- (3) 農業者を支援できる金融機関（地方銀行、大手銀行・日本政策金融公庫の支店等）や民間企業なども広く参加できる仕組みとすること。
- (4) 商工会議所や経済同友会など経済団体との連携が図られる仕組みとすること。
- (5) 事業実施主体である都道府県が取りまとめ役となり、上記（1）から（4）までのうち意欲のある者と連携して事務局を運営すること。

なお、上記の法人化推進のための体制整備に当たり、担い手協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成19年 3 月30日付け農林水産省経営局長通知）第 1 に規定する担い手協議会）を改組するか、担い手協議会とは別の体制を作るかは、事業実施主体の判断によるものとします。

第 3～第 7 [略]